

# 代議員選挙規程

(規程の目的)

第1条 公益社団法人全国病院理学療法協会（以下、「この法人」という。）は、定款第11条、細則第5条による代議員を選出するため、この代議員選挙規程を定める。

(選挙管理委員会の設置等)

第2条 この法人の代議員選挙を管理するため、定款細則第14条に定める役員改選管理委員会をもって、中央代議員選挙管理委員会（以下、中央選挙委員会）とする。

- 2 中央選挙委員会は、定款第11条第2項の代議員選挙を行うときは、当該年の定時代議員総会の3か月前までに、改選すべき代議員の定数及び改選期日を各地方会に通知しなければならない。
- 3 各地方会での代議員選挙の実施に当たっては、各地方会に代議員選挙管理委員会を置き、各地方会に属する正会員による代議員選挙を行う。
- 4 地方会代議員選挙管理委員長は、第2項で規定する選挙を行うときは、中央選挙委員会より通知された改選期日の6週間前までに、代議員改選公示及び代議員（及び補欠者）の選挙を行う期日を地方会の正会員に通知しなければならない。
- 5 代議員選挙の被選挙権、選挙権者は、地方会代議員選挙管理委員会の代議員改選公示日に在籍する地方会の正会員とする。
- 6 代議員になろうとする当該地方会の正会員は、選挙期日の4週間前までに、文書をもって地方会代議員選挙管理委員長に届け出なければならない。立候補の届け出には、候補者の氏名、所属支部、立候補の抱負（200字以内）を記載するものとする。
- 7 地方会執行委員長は、代議員改選公示後の立候補受付期限までに、代議員になろうとする者がいない場合、又は、候補者が地方会の代議員定数に満たない場合は、地方会の正会員の中から地方会代議員定数を満たすよう代議員候補者及び補欠者を選定し、地方会代議員選挙管理委員会に推薦することができる。
- 8 地方会代議員選挙管理委員長は、第4項で規定する選挙期日の2週間前までに、投票用紙に代議員（及び補欠）候補者一覧を添え、地方会の正会員に送付しなければならない。
- 9 代議員の選挙は、郵便投票をもって行う。
- 10 前項の郵便投票は、正会員に投票用紙が届いたときから、選挙の期日までに行い、選挙期日の消印は有効とする。
- 11 投票は、当該地方会定数の連記方式とする。
- 12 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 定数を超えて記載したもの
- (3) 所定の記載方法によらないもの

1 3 代議員の立候補者が当該地方会の定数内の場合は、全員当選とし、当該地方会の投票は行わない。定数を上回るときは、立候補者の中から有効得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を当選とする。また、落選者は、有効投票の得票数の多い順に補欠の代議員とすることができる。

1 4 地方会代議員選挙管理委員長は、選出された代議員を、代議員選挙結果報告書で、速やかに中央代議員選挙管理委員長に届けなければならない。

(変更)

第3条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付記

変更 平成27年10月11日

<代議員選挙結果報告書 別紙>

